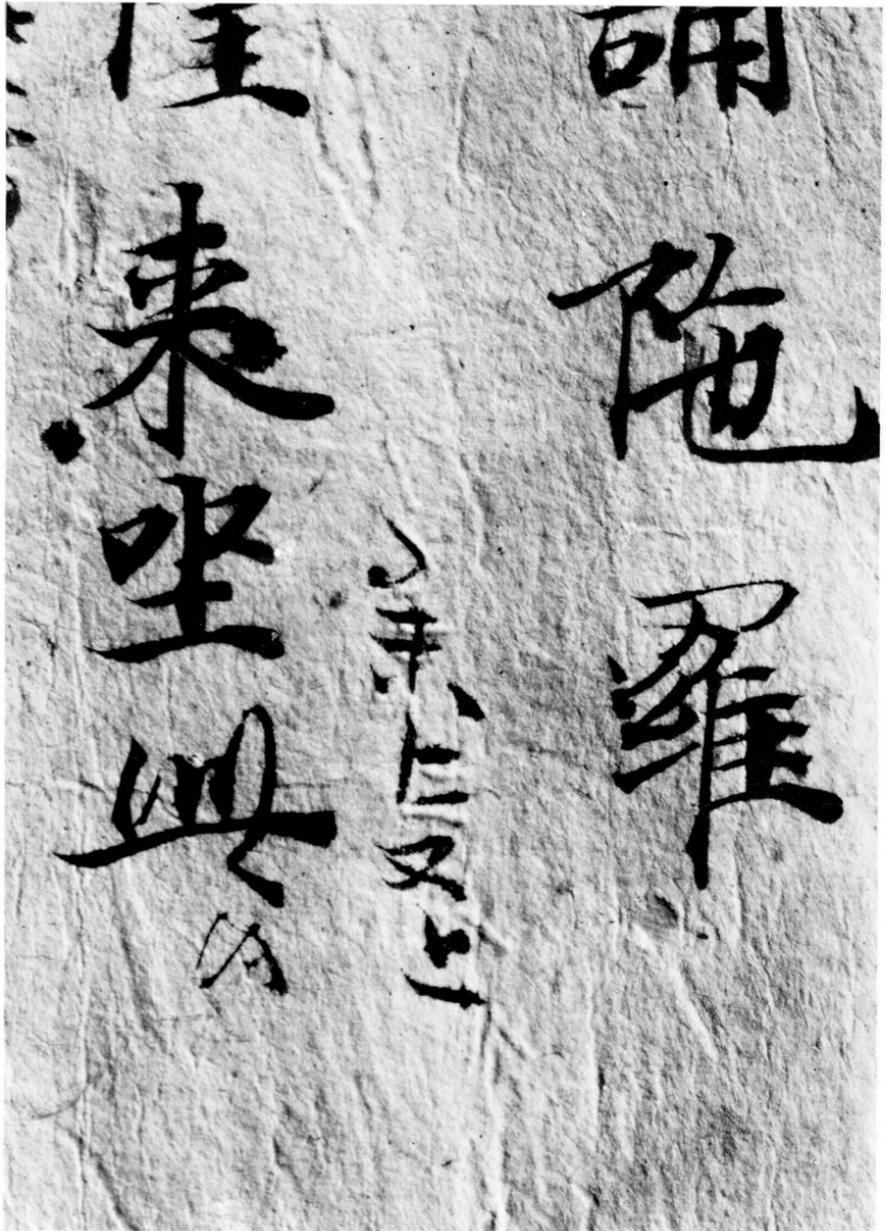


「角筆文献研究の課題」

〔第一類〕広島大学国語学研究室蔵蘇悉地羯羅經卷中院政初期点

角筆仮名 三行目「却徵之」右傍「かゝりハ瓜」(カヘシラハス)



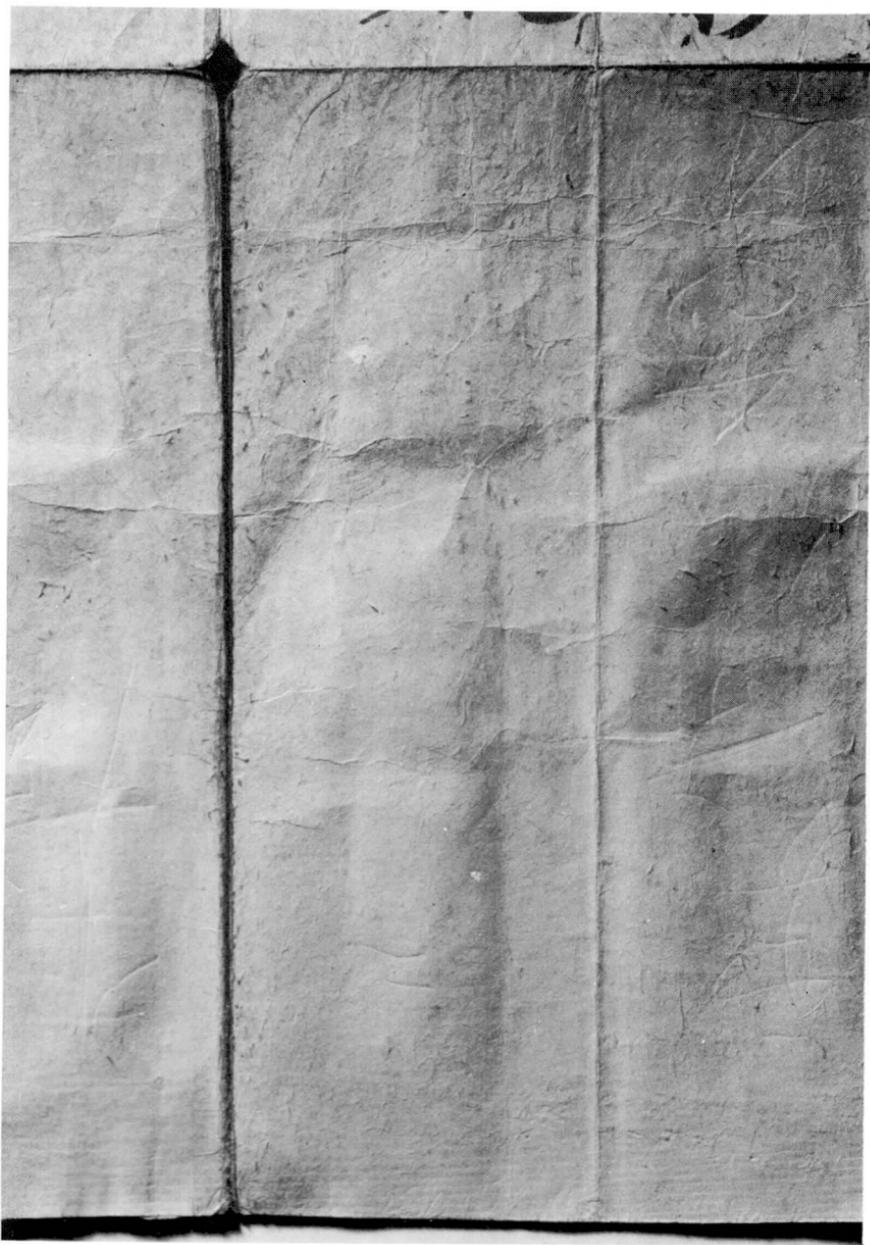
〔第二類〕石山寺藏求聞持法応和頃点

角筆仮名「タマヒスト」の上を墨書で重ね書

不得殘殺傷害人物當念
行行道欲度父母慎無溫
向已螺飛蠕動蚊行之
勿令使其得安心念為人

〔第三類〕石山寺藏沙弥十戒威儀經平安中期角筆点
角筆板名 一行目「念」有傍「心」、二行目「欲」有傍「心」、三行目「温」有傍
傍「尔」、三行目「已」有傍「和」、四行目「螺」有傍「子」等

〔第四類〕西大寺藏文殊講伽陀（室町時代写）紙背角筆文獻
角筆文字 第三行「西大寺仙尊之」



角筆文献研究の課題

小林芳規

一、角筆文献の概要

角筆は、象牙又は竹などで作った箸一本の形の用具である。長さは六寸（約一八・二釐）乃至八寸（約二四・五釐）程度——丁度、鉛筆か小筆の長さ——であって、一端を筆の先のように削り、これで文字を指し、又は文字を書き記す方便とした。

この角筆で書かれた文字は、その跡が凹みとして紙の面に残るものである。譬えてみると、裁縫のへらで布に線などを引いて、凹みの跡をつけるようなものである。象牙や竹製の用具の尖端を以て、紙の面を直接に傷つけ凹ませることによって文字を書いたものであるから、白い紙に筆で墨の文字を書いたり朱書や白点を施したりしたような、色彩によって読む人の目に映るものとは、全く異なったものである。正に掻き記したものである。

このように、角筆で文字などが書付けられた文献を、ここで「角筆文献」と呼ぶことにする。

角筆文献は、その文字の跡が、墨などの色彩ではなく、凹みであるから、大変目に付き難く、その上、長い年月の間にはその文字が書かれた凹みも消えかかったものが多いばかりでなく、文字は墨

で書いたもの」という「常識」に災いされ、毛筆以外の筆記具を使って文字を書くことがあったということに思いも及ばなかった近代人には、今まで看過されて来たのも、誠に無理からぬことである。

角筆文献の第1号が見付けられたのは、二十年前の昭和三十六年である。東京の某デパートで、高野山秘宝展が催された時、展示中の漢書周勃列伝の、墨書された本文に、その訓点を施すのに角筆でヲコト点や仮名など——これを「角筆点」と呼ぶことにする——が書かれていることを、同席の築島裕博士が気付かれたのである。第2号は、その翌年、五島美術館の大日経（本文書写は奈良時代で、白点の識語に「長曆四年（一〇四〇）七月一日移点了」とある）を調査している折に、思いがけなく、白点の他に角筆点のあることを見出したものである。更に、漢書楊雄伝天曆二年（九四八）の訓点本にも、京都大学から出版された複製本にはその精巧な写真の故に、角筆の仮名などが映っていることに気付くに至り、その特異な筆記方式に注意することによって、新しい訓点資料の群が浮び上ると予想され、訓点語学会の機関誌に報告したのであった。その後、昭和四十年以降、京都の高山寺の経蔵調査が始まり、次いで大津の石山寺、東寺観智院、嵯峨の大覚寺、又、これより先、昭和三十八年以降

は山科の醍醐寺などの典籍文書の総合調査に参加させて頂く機会に恵まれ、経蔵の全文献を残らず調べるといふ方式に幸いされて、次々と角筆文献が見出されるようになった。点数でいうと、昭和五十六年十一月現在で、総計八十二点を数えるに至っている。これらの中には、同じ調査メモバーの、築島裕博士を始め、田中稔、奥田勲、柳田征司、故横田拓実、加藤優、石塚晴通、三保忠夫、菅原範夫、月本雅幸の諸氏が見付けられ、その教示に負うたものも少なくない。

八十二点の角筆文献は、それが書かれた時代から見ると、平安極初期から江戸時代末期のものまで各時代にわたっている。このうちで、最も古いのは、九世紀初頭のものであり、石山寺蔵の大乗阿毗達磨雜集論卷第十六の一巻に書入れられた角筆点である。この本は、本文の漢文を奈良時代の天平勝宝四年（七五二）に墨書で書写しており、その行間などに角筆を以て、句切段落点や万葉仮名などを書入れて、その訓読を示している。次いで古いものが、京都興聖禪寺蔵の大唐西域記卷第一に書入れられた角筆点である。この本は、墨書で延暦四年（七八五）七月に僧蓮慶が書写した漢文の行間に、角筆を以てその訓読を示す万葉仮名やヲコト点や漢字を書き記している。角筆を以て書き記した時期は、万葉仮名やヲコト点法などから見て、本文書写の後、間もない九世紀初頭と認められる。以後、平安時代、鎌倉時代、室町時代、江戸時代にもその文献が存する。この最も新しいものは、醍醐寺蔵妙法蓮華經観世音菩薩普門品の文化六年（一一〇九）書写の墨書本文の全帖に角筆で仮名や漢字を施したものである。

八十二点を時代別に分けて見ると、平安初期が六点、平安中期が二十四点、平安後期九点、院政期五点、鎌倉時代十四点、南北朝時

代二点、室町時代九点、江戸時代が十三点となる。このうちで、平安中期が最も多いのは、この時期が最もよく実質的に角筆の用いられたことを反映すると考えられる。文学作品のうち、算物語に「かくひち」（角筆）という言葉と、それを使って恋文の和歌や散文を書いたという記事があり、蜻蛉日記の天禄三年（九七二）八月の日記に、角筆と考えられる用具で和歌を書き送ったという記事がある。この二作品とも、成立やその日記の年月が丁度この平安中期に關係があるのも、偶然ではないと思われる。

八十二点のうち、漢籍に角筆点があるものは、十七点である。東山御文庫・岩崎文庫蔵・神田喜一郎博士本古文尚書を始めとして、平安中期を中心に江戸時代に及んでいる。このうち、平安中期の漢籍の現存本の九点には、すべて角筆点が入れられている。

次に、角筆文献の図書としての内容を見ると、漢籍や仏教の經典などの訓点資料が多いが、それだけではなく、伊勢物語の古写本の行間にその注釈などを角筆で書入れた国文学関係書や、所謂、古文書の類にも入るような国史学の関係書も見られる。

更に、角筆が使われた地域を見ると、八十点は、京都とその近辺という、古代文化の中心地で書かれたものである。しかし、最近は地方からも角筆文献が見出され始めている。その一つは、国書であり、伊予三嶋社縁起室町後期写本の角筆点である。この文献は、愛媛県大山祇神社に現蔵し、この神社の縁起を墨書で書いた漢文の行間に角筆でその訓読を示す仮名が書かれたものである。この神社の縁起であるから、この神社の在る瀬戸内海の大三島でも角筆の使われたことを示すものと見られる。もう一つは、佐賀県小城町の山間にある、岩蔵寺という、天台宗の古刹に伝えられて来た、大般若經

である。現状は大形の折本装の装幀で、五百九十帖余が残っているが、そのうちの四百九帖に角筆の文字や絵が書込まれている。角筆は、四百九帖の巻末奥書や表紙などに書かれており、その文字には、鎌倉時代の文永十年（一二七三）から元徳三年（一三三一）に至る年紀が当時の筆跡で記され、又、寺社の名前や僧侶名も書かれている。寺や僧侶の名の中には、佐賀市の南に位置する所に存した^{注16}「河副荘」という荘園に関係する文書に出て来るものがあるので、鎌倉時代に、この地方で角筆が使われたことは動かない。これは九州における角筆文献の第1号であり、角筆文献が全国的に用いられていたと考える方向づけをしてくれるものである。

以上が、今日までに得られた、角筆文献についての概要である。

二、角筆文献の分類

角筆文献は、以上述べたように、平安初期から江戸末期までという長い時期にわたり、色々な種類の図書に及び、中央だけでなく地方にも広がって用いられていたから、このような多種多様な文献を、一括りにして一律に扱うようなことをすれば、勢い雑駁な見方となり、本質が見えて来なくなるおそれがある。

そこで、角筆文献を同じ性格のものを集めて分類し、それぞれの類ごとに調査した上で、その異なる類の間に通じて見出せる性質があれば、それを考えることにしようと思う。

角筆文献は、大きく、第一類・第二類・第三類の三つに分類される。

第一類は、漢文の本文が墨書で書かれてあるものに、角筆で訓点が入れられている文献である。即ち、角筆点資料である。但し、

角筆点の他に、同じ書物に白点や朱点などの色彩の訓点も施されているもので、いわばこれらと角筆点とが同居している文献である。巻頭写真の、(第一類)に例示したようなものである。広島大学国語学研究室蔵蘇悉地羯羅經卷中院政初期写本で示せば、写真二行目の「カヘシハタル」の仮名は朱点であり、このような仮名とヲコト点とが全巻に施されている。本文書写、訓点書入れ共に院政初期と見られる。三行目の「カヘシアラハス」「ス」は「爪」が、角筆で書かれた仮名である。書入れられた時期は、朱点とほぼ同じ頃と見られる。

第二類は、漢文の本文が墨書で書かれてあるものに、角筆で訓点が入れられている角筆点資料であるが、訓点は角筆点だけであって、白点や朱点などの色彩の訓点が同居していない文献である。これは漫然と見ると、訓点が全くない、漢文だけの白文と見られてしまふおそれがある。事実、これまではそうして見逃されて来たものである。複製本になると一層見逃され易く、角筆の回みの文字は、普通の撮影方法では写真に映らないので、単なる白文の文献と同じに扱われることになる。古典保存会から複製公刊された「石山寺蔵漢書」^{注17}はその一例である。

巻頭写真の、(第二類)に例示したのは、石山寺蔵の沙弥十戒威儀經の墨書の本文に、角筆の訓点だけが書入れられたものである。一行目「念」の右傍「へわ」、二行目「欲」の右傍「おえは」、三行目「温」の右傍「ふか」、三行目「己」の右傍「れれ」など、角筆の仮名が当時の女子を使って書入れられている。角筆のヲコト点や漢字の書入れもある。本文は平安中期(十世紀)の前半期(延喜-天曆間)に書かれたと見られ、角筆点も同期の書入れと見られる。この写真

の角筆点は、一方からの光線により特別な方法で撮影することによって、写し出したものである。この沙弥十戒威儀経は石山寺一切経の一つであり、他の石山寺一切経と共に昭和三十年に重要文化財に指定されているが、その折の調査報告書には角筆の訓点のことは気付かれなかったらしく全く言及されていない。

第三類は、漢文やその訓点から全く離れた、訓点資料とは関係のない角筆文献である。白い紙に角筆で文字を書いた文献が主となる。これこそ漫然と眺めるならば、単なる白い紙と見てしまうおそれの大きいものである。

巻頭写真の、(第三類)に例示したようなものである。写真の折目の三行目に、角筆で「西」「大」「寺」「仙」「尊」「草体」「之」と書かれた文字が見られる。他の行にも角筆の文字がある。これは、西大寺蔵文殊講伽陀という折紙一通の墨書(桃山時代書写)の、紙背の白紙の面に、角筆で書かれた文字である。墨書と同じ筆跡であるから、同じ時期の書入れと見られる。

算物語の冒頭で、小野篁が「かくひち」を使って、異母妹に恋文を書いて送ったとし(前掲、注7)、又、蜻蛉日記の中で、大和守女が道綱への返歌を、「白い紙に物の先して書きたり」と記し、その跡が「雪の白浜、白くては見し」とあったというのも、こういう類のものであったかと思われる。ただ、白い紙に角筆だけで文字を書いても、毛筆墨書の場合と異なって、一見何も書いてない白地と誤認され易いであろうから、そのようなものが白紙のまままで今日に残存する可能性は極めて小さく、墨書の紙背とか、本の表紙や見返とかに、角筆で書かれたものが、その墨書が保存されることに伴って、後世に伝えられることになるのが普通であろう。

以上の、第一類から第三類までの角筆文献が見付け出された順序は、最初が第一類であり、次いで第二類、更に第三類となる。最初は、第一類の、同居している白点・朱点の調査をしている際に、同じ書物の中で、偶々角筆点に気付いたものである。次いで、第二類は、そのような、一見白文と見紛う角筆点資料の存在を予想してから数年後、第一類の第1号からは十年後に第二類の実物を石山寺の経蔵で見付けた次第である。第二類が見付け出されるようになってから、次いで涌いた予測は、白い紙に角筆の文字だけを書いた第三類の存在である。これを探し始めてから四年後に、第三類の原物、つまり漢文の訓点とは関係のない、角筆の文字だけを独立して書いた文献が、見出されるようになったわけである。

今日までに見付けられた角筆文献の八十二点のうち、第一類が六十八点、第二類が七点、第三類も七点である。第二類と第三類とが少ないのは、これらに気付いた時期が遅いことと、筆者の調査の関心が訓点資料に強くあったことにも拠ると思われる。今後は、この第二類や第三類の文献も点数を増して行くことが予想される。

三、角筆文献研究の方法

ここに分類した、第一類・第二類・第三類の三つの類は、単に見付けられた段階の差を示すだけでなく、上述のような文献資料としての質の異なりを反映すると共に、特に、角筆文献を研究し考察する方法の上で、相違を持っていると考えられる。このことを以下に述べてみる。

(一)、第一類における方法

第一類は、角筆点が白点・朱点などの色彩の訓点と同居しているものである。従って、この「色」の訓点と角筆点とを比較することによって、角筆点の性格を知る手掛りが得られる。

第一類は、更に第一種と第二種とに分かれる。第一種は、「色」の訓点が先に書入れられ、それを参看した上で、角筆点が後から書加えられたものである。第二種は、角筆点が先ず書入れられてあり、これに対して後から「色」の訓点が書加えられたものである。この場合、「色」の訓点は、角筆点とは関係なく（気付かずに）書加えられたものと、角筆点をなぞるようにして書加えられたものがある。巻頭写真の2頁の石山寺藏求聞持法応和頌点の角筆点は、この第二種の例であって、角筆の仮名の上を墨書でなぞったものである。

第一類の角筆文献の中には、同じ書物が、第一種と第二種とを併せ持っているものもある。

ここでは、第一類の中から、第一種と第二種とを併せ持っている、神田本白氏文集を例として、その方法を話題とする。神田喜一郎博士蔵の白氏文集巻第三・巻第四の二巻は、院政初期の天永四年（一一一三）に、藤原式家の文章博士茂明が訓点を書入れた訓点資料として著名であって、古典保存会の複製本を通して、国語史上の諸事象が指摘されて来たことは、その例を枚挙するに遑がない程である。所が、この両巻ともに、全巻にわたって、極めて詳しく濃い密度で角筆の仮名や声点や合符・合点や抹消符などが書入れられているのである。

今、墨書と、角筆仮名との関係を、拗音の表し方について見てみ

る（角筆の仮名は「」(角)で示す。その他は墨書仮名・朱ヲコト点。*印は角筆を第二次墨書がなぞった場合を示す。従って*印は複製本でも見られる。)

1、リ元員リ*(巻四、360行)

この例は、巻四の最後の詩「採詩官」にある字句で、無駄な人員の意である。この「元」の字音を表すのに、墨書では「リ音リ刺」と所謂、類音(同音とも)の漢字で表記されている。これに対して、角筆では「シヨウ」と仮名で表記されている。しかも、角筆の仮名の方は漢字の左傍に書かれている。このように角筆は墨書を避けて、左傍や、右傍でも墨書のない所に書入れてある。

神田本白氏文集の墨書には、第一次に書入れたものと、それより後から書加えられた第二次墨書とがある。第一次墨書は、右掲例の「リ刺」がこれであり、拗音を書表すのに、仮名表記が用いられず、反切もしくは類音の漢字表記である。

2、リ茸リ*(巻四、113行)

3、リ玉リ濶リ*(巻三、277行)

176行)

2は開拗音、3は合拗音の例である。3の例の「玉」は「玉篇」の「切」は「切韻」の略称である。このように、中国大陸の古辞書や韻書などによって字音を注記することは、古文尚書平安中期点を始めとして、漢籍の訓点資料の伝統的な表記方式である。これに対して、角筆点では、反切や類音字の表記は一つもなく、次例のように、すべて仮名表記である。

4、リ耶リ嫌リ角リ平濶リ*(巻三、169行) リ猖リ*(巻三、263行)

「シヤウ」(角) 样何 (卷三、309行) 郷 (角) 貫 (卷三、348行)

5、似「箕」(角) 平 (卷四、338行) 雜卉 (角) (卷四、95行)

「フク」(角) 膚血 (卷三、295行)

4は開拗音、5は合拗音の例である。このように開拗音・合拗音とも角筆では仮名で表記されていて、墨書の表記とは大きく異なるのである。角筆の仮名表記の例に*印を付したものは、既述のように、角筆の仮名の上から第二次墨書の仮名がこれをなぞっていることを示す(従って*印のない角筆の仮名の例は複製本では写っていないから、複製本では確認することが出来ない)。この第二次墨書仮名は、仮名字体が第一次墨書仮名に通ずるので、同人の手と見られるが、筆致や墨色が異なっている。

第一次墨書と角筆と、第二次墨書との書入れの順序は、先ず第一次墨書が書かれ、次に角筆がこれを避けるようにして書入れられ、最後に第二次墨書が、角筆仮名を上からなぞるようにして書加えられている。その根拠は次の三つの原則から導かれる。

第一原則——角筆の仮名は、第一次墨書とは重ならず、これを避けて書かれている。

第二原則——第一次墨書に異訓が二つ以上併記されている場合、その一つに角筆で合点を附すことがある。

第三原則——第二次墨書は、角筆をなぞっているから、当然、角筆と重なり、字体・訓法も一致する。

これによって、角筆は、第一次墨書を明らかに意識して、これとは異なる訓読を書入れたものであることが知られる。又、第二次墨書が角筆をなぞったものであることは、(1)墨色が角筆の回みのために

掠れたりしていること、(2)第二次墨書が角筆の仮名・合点等をなぞる際に、合点のみをなぞって、合点されている角筆の仮名や合符をなぞり忘れたために、古典保存会の複製本で見ると、墨書の合点だけがあって、合点された筈のものが写っていないという、一見奇妙な現象を呈している箇所があることからも分る。そこには、角筆の合点と合点された訓点とがあったわけである。このように、角筆の仮名などの中には、第二次墨書がその上からなぞったために、複製本に写されてその訓法が既に知られているものもあるが、第二次墨書がなぞらないものも多く、従って複製本には全く映っていないものも少なくないのである。

神田本白氏文集の第一次墨書と、角筆との関係を、次に、鼻音mとnとの表記について見る。5の例は第一次墨書である。

5 ①生(卷三、270行) 前(卷四、48行) 飲(卷四、269行)

固(卷三、256行)

結(卷三、192行) 喉(卷三、348行)

②何(卷三、164行) 去年(卷四、136行)

安(卷四、341行) 奈何(卷四、63行) 欲(卷三、296行)

③貪(卷三、23行) 参(卷三、76行) 李如選(卷三、352行) 監(卷四、53行) 秘(卷四、112行)

④断(卷三、31行) 齋(卷三、27行) 疎(卷四、15行)

澆水(卷四、261行)

①②は和語の音便を表記した例である。そのうち、①は「ウムデ」「ス、ムデ」「ノムデ」「カタムズ」のようにマ行のミが撥音便となつたもの、「ムスムデ」のようにバ行のビが撥音便となつた活用語、

及び「ノムド」(ノミト)の名詞の例で、総計十七例がすべて「ム」と表記されている。これに対して、⑥は「ナントモ」「インジ」のようにナ行のニが撥音便となり「ン」で表記されたもの、「イツクン」「イカソ」のようにニが撥音便となったり「ナ、ムトス」のようにラ行のリが撥音便となったものを無表記とした例で、十例を数える。「ム」表記の音便は、音価がその成立から見て[m]と推定され、「ン」表記・無表記の音便は、音価がその成立から見て[n]と推定される。第一次墨書では、この二つの撥音を表記上、例外なく区別しているのである。

①と②とは漢字音の韻尾にmやnを持つ例である。③は「食」「監」「秘」のように咸摂に属したり、「參」「暹」のように深摂に属したりする字であり、その韻尾は[m]と見られる。これをすべて「ム」で表記している。④は「断」「短」「灌」のように山摂に属したり、「齋」のように臻摂に属したりする字であり、その韻尾は[n]と見られる。これをすべて「ン」で表記している。漢字音の場合でも、第一次墨書は、この二種の鼻音を、表記上、例外なく区別しているのである。

平安時代において、この二種の鼻音が区別せられたことについては、中田祝夫博士の高論がある。^{注16} 第一次墨書におけるこのような区別の状況は、院政初期における一般的な事象として、その指摘された所に良く適うものである。

これに対して、角筆の仮名の方は、

6、^{イハム}鉢間(布(巻三、283行))「ハツ」のみ第二次墨書がなぞる

反覽香^{イハム}(巻四、191行) 傷^{イハム}(巻三、174行)

の「ハツセム(ホ)」の「セム」のように区別が乱れている。「蘭」は山摂に属する字であるから、区別するとすれば「セン」と表記すべきものである。角筆の仮名が全部、区別がないわけではなく、「反覽」や、音便「傷」のように区別の原則に合うものもあるが、第一次墨書がすべて区別されているのに対して、角筆の方は、既に見られるのである。

神田本白氏文集の第一次墨書と、角筆との関係を、第三番目の問題として、漢字音の唇内入声音の表記について見てみる。

7、^{イハム}喋々・閑言(語(巻四、341行))

右の例は、巻四の「秦吉了」の中の語句である。饒舌の意味の「喋」は、葉韻字であるから、唇内入声音として字音仮名遣では「テフ」と表記される字である。第一次墨書は、「喋(音)帖」と類音字で表記しているが、角筆では仮名の「テツ」と表記されている。これは「喋」の下位字の「テフ」の「テ」が無声子音であり、これに続けて発音する際に、上位字の「テフ」の入声音が促音化したことを示す表記と見られる。この例は、その事象の早い例である。

これらの角筆の仮名は、多くが第二次墨書でなぞっていないから——特に巻四において著しい——、古典保存会の複製本では全く映っていない。従って、神田本白氏文集の訓点を国語史の資料とする場合には、複製本だけでは不十分であり、使いものになり難いことになるのである。

神田本白氏文集の角筆の書入れは、この他に、それが藤原茂明の式家の家説を示しているものであることが判明するか、第一次墨書と第二次墨書との弁別に役立つとか、種々の効用を持っているが、ここでは筋から外れるので省筆する。

以上のようにして、角筆文献の第一類は、同じ書物に同居する、「色」の訓点と比較することによって、角筆で書かれたものの性格を知ることが出来るのである。どのような性格として纏められるかは、後述する。

(一)、第二類における方法

第二類は、角筆点だけが書入れられた文献である。第二類の文献は、同じ書物の中で「色」で施された他種の訓点と比較するようなことは出来ない。しかし、角筆点は、漢文に対する訓点であるから、「訓点」であるという制約を、この第二類の文献は常に受けている。従って、同種の訓点と比較することによって、角筆点の特性を知る手掛りが得られる。

第二類の中から、巻頭写真にも掲げた、石山寺藏沙弥十戒威儀經平安中期角筆点の平仮名を例とする。この沙弥十戒威儀經には、^{注17} ヲト点に「乙点図」(以下、私に「慈覚大師点」の名称を用いる)が使われている。

この慈覚大師点を使った訓点資料は、平安中期の十世紀だけに偏り、現在十八点が確認されている。それについては別に述べた所である。^{注18} 当時はヲト点や仮名字体が訓点資料ごとに未だ流動的であったが、慈覚大師点の訓点資料は、ヲト点も仮名字体も殆ど一致している。その仮名字体は、後に詳しく述べるように、省面体の片仮名——しかもこのグループにだけ特有の字体を多く持つ仮名字体系——を主としている。そういう中で、沙弥威儀經の角筆点は、慈覚大師点特有の片仮名字体も少しは用いているが、大部分は平仮名——当時は女手と言う——を主に用いているのである。これは、角筆を使ったことと密接な関連がある。このことは後に具体的に述べ

ることにする。

(二)、第三類における方法

第三類は、漢文の訓点から全く離れた、訓点資料とは関係のない文献である。従って、その方法も訓点との比較では成り立たない。

第三類は、更に第一種と第二種とに分けられる。第一種は、伊勢物語の鎌倉時代の古写本に、角筆で以てその注釈を墨書本文の行間や字面に書込んだようなものである。漢文の訓点とは無関係であるが、平仮名など墨書本文に基いてそれに角筆を書入れた類のものである。石塚晴通氏の教示によると、小川広巳氏藏伊勢物語は伝為相筆とされる鎌倉後期の書写本で、この墨書の平仮名文の本文の行間に、角筆を使って、歌の詠手を示す文字や、意味の注を書入れたり、音便を示したり、濁点を付して「みずいじん」など読み方を示したり、段落の切れ目を示したりする、いわば注釈が書入れられている。一体、古典の注釈には、定家の源氏奥入のように被注語句を別に抜出して一書を為す仕方と、頭昭の古今集注のように、古今和歌集の古写本の本文そのものにその行間や欄外に直接に書入れる仕方とがあるが、角筆の注釈はこの古今集注のような注釈史の流れの中において、それらと比較することにより、どのような特質を示すかを検討することが一つの課題となるが、何よりも、今後は古典の古写本そのものに角筆の注釈が書入れられているかどうか、見直しの総点検をする必要があると思う。

第三類の第二種は、白い紙に角筆だけの文字が存する文献である。巻頭写真の「西大寺仙尊之」と書かれた類である。ここでは、佐賀県の岩蔵寺藏の大殿若經に書入れられた角筆の文字を例とする。これは最近調査した新資料であり、先述のように、角筆は四百九帖

という多量の巻に書入れられている。本文は宋版のいわゆる思溪版であり、その巻末の白紙部分(丁度奥書を書く箇所など)や前表紙・裏表紙などに角筆を以て、漢字や平仮名や梵字等の文字が書入れられ、又、動植物や人物等の絵が恰も「鳥獸戯画」を思わせるような筆致の風俗画様の絵も書入れられている。^{注20)}

その角筆の文字は、例えば次のようである。

- ①(巻二百十二、奥書)「永亨元年八月廿九日書了加賀房尊賢白」(角筆)

- ②(巻二百二十五、奥書)「明星寺住人加賀房尊賢之」(角筆)

- ③(巻二百四十一、後表紙)「応長二年三月十七日僧禪与(花押)ノ

願申西にゆく処」(角筆)

- ④(巻四百七十二、後表紙)「けんけん(寛元二年八月十四日)」(角筆)

- ⑤(巻四百九十一、奥書)「永仁五年九月一日明星寺式部房朝覚(花

押)」(角筆)

() 後表紙「奉転読大般若」(角筆)

- ⑥(巻百四十九、前表紙)「円慶之読誦大般若経也」(角筆)

- ⑦(巻百四十八、後表紙)「椿宮之大般若経也」(角筆)

- ⑧(巻五百三十二、後表紙)「性嚴、心覚寂、風春也」(角筆)

このように、奥書等に、年月日や寺名・僧名等が角筆で多数書入れられている。年紀は、文永十年(一二七三)から元徳三年(一一三三)の丁度鎌倉時代末までの、建治・弘安・永仁・乾元・延慶・正和・元亨の年月日が二十一箇所、それぞれ当時の筆跡で書かれている。僧の名は、①②の尊賢や③の禪与、⑤の朝覚、⑧の性嚴や心覚など計五十数名が数えられ、その中にはそれぞれの自筆花押も角筆で書かれている。寺名には②の「明星寺」の他、「福満(寺)」「円

明(寺)」があり、神社名には、⑦の「椿宮」の他、「椿八幡大井」「椿御宮」「隆推大明神」などがある。又、⑥のように大般若経を誦したとか「奉転読大般若」(巻四百九十二)とか、この大般若経に關する書入れや、③の「願申、西にゆく処」のような、漢字平仮名交り(草体)の呪文が三十七帖にわたって書入れられたり、⑧の「心覚寂、風春也」のような覚書や所懐のようなものが、他にも「風春(なり)ノ心覚」(巻五百三十五)、「月明(かきら)」(巻百五十四)、「児尻(か)」(巻百七十一)、「賦月木」(巻三百四十九)等のように書入れられている。「きあゆく」のような平仮名の語句や文らしいものも多いが、現段階では殆ど読み解けていない。この經典は大般若転読に実際に用いられたものらしく、厚手の表紙が手垢にまみれていて、その表紙に書かれた角筆の文字が極めて読み難くなっているものが多い。

寺名や僧名の中には、この地方の高城寺文書に載っている「河副莊」という莊園關係の文書に出て来る寺名や僧名と一致するものがある。高城寺文書の「極楽寺免田等安堵申状并具書案」に、^{注21)}

備前前司入道妙性ノ宛行恵光坊尊然所ノ肥前国河副莊極楽寺別当

穢事

右、任去弘安三年十月五日法橋明尊讓状、領知本免有限ノ寺役修造、無懈怠令勤仕、可被致公家武家御祈禱忠之状如件ノ正応三年九月十五日 沙弥在判

とある備前前司妙性が、巻三百五十に角筆で「妙性円明(寺)凡夫」と書入れたものと、場所も年代も合っている。又、巻五百七十一の「明尊」がこう読まれるならば、右の文書中の「法橋明尊」とも關係し、同一文書中に、關係僧名が二人も出て来ることになるのであ

る。又、卷四百八十七後表紙の「執身 良田□／元徳二年三月四日□」の角書も、東妙寺文書注23の「安達時顯裁許状写」に、「肥前国東妙寺知事良田申、小城郡西方諸田名内田地耆町号石事、如元、為阿弥陀經免田、可令領掌之状如件／文保三年正月卅日 秋田城介（花押）」とある。「知事良田」と、場所も時代も合っている。

従って、大般若經に書入れられた角筆の文字は、鎌倉中期から後期における佐賀という地方史料としても、当時のこの地方の数少ない資料を補うものとして、又、大般若經の転読・読誦の実態を窺う具体的な資料としても注目せられるのである。このように角筆で書入れられた文字によって、時代や場所や人物が判って来ることによって、更に、そこに用いられた言葉の面でも新しい資料が得られる。先掲の「けんげん」という年号が平仮名（変体仮名）で書かれているのも、「乾元」を表しているから、合拗音の「元」よんを直音の「げ」とした例として、音韻史の一資料となるのである。

以上、角筆文献の分類が、その考察の方法の上に関連していることを述べてみた。

四、角筆文献の言語の性格

次に、これらの分類の作業の間に窺われた、角筆文献の言葉の性格について考えてみる。ここでは、国語の研究資料として見た場合、角筆文献がどんな価値を持っているのか、ということが問題となる。

一体、角筆で書かれた文字というものは、毛筆で墨色に書かれた文字に比べてみると、色彩ではなく凹みであるから、目立ち難いことに特性がある。従って、毛筆の文字が長く保存されたり、証拠と

して残されたりする意図で書かれるのに対して、角筆の文字は一時的であり、メモ的である。毛筆が公的な用を持つのに対して、角筆は私的な性格が強い。いわば、毛筆が「晴れ」の文字とすれば、角筆は「曇り」の文字である。

又、第三者への伝達という点から見ると、角筆は、原則としてその機能を期待出来ず、伝達される相手は、主に角筆を使った自分自身である。

角筆のこのような特性が、その言語面に現れると考えられる。毛筆の文献では、文字表現するに当り、その定まった言語上の慣習や伝統に伴うきまりが、その表現を大きく制約して来るが、角筆の文献では、文字表現である以上、何らかの制約はあるものの、その慣習やきまりの埒外にある事象や、毛筆の文献では未だ現れ難いような言葉遣が、角筆なるが故に早くも現れることがある、というような事柄が考えられるのである。

それにしても、疑問なのは、毛筆があるのに何故、角筆のようなものを使ったのかということである。これについての明解な答えは未だ用意出来ていないが、考えられることの一つは、奈良時代以前に、土器の模様や壁画の下絵に、篋の凹みが使われたことである。

考古学では、跡文と呼んで土器の内側にかすかな凹みで模様を付ける方式が六世紀のものに既にあったとい注24う。又、絵画史によると、古代絵画における下絵の技法の一に捺紙による方法があり、下絵を描いた紙の裏面に木炭などの形附粉を塗り、画面にあてて表から篋などを以て描線をなぞり下絵を画面に記すことが、法隆寺金堂壁画や五重塔壁画や栄山寺八角堂天井画などに用いられたらしいとい注24う。このような方法と、文字を書いた角筆とが関係があったかどうか

か分らないが、若し関係があるとすれば、古代の「掻く」「書く」の語源という)という方式が残存していたのかも知れない。考えられることの二つ目は、訓点記入の用具として角筆が考案され、その使用範囲が拡大して、訓点以外にも広がったのかも知れないということである。

それはともかく、角筆の特性が、言語の面に、右に述べたような現象として現れるとしたら、それには具体的にどのような特色を見出しうるのか。このことを、以下に三つの面から考えてみようと思う。

その第一は、毛筆の慣習や伝統によるきまりの埒外にある言語現象が、角筆の文字に現れる、ということである。

これを文字表記の面から具体的に見てみる。先に分類の折に取上げた、沙弥十戒威儀経平安中期角筆点を例とする。この角筆点の仮名字体は、第一図のように帰納せられる。一見して女手の多いことが分るが、仔細に見ると、マ・ヤのように女手と共に省画体の「ア」「イ」が交え用いられている。この省画体の方を取出して、ヲコト点を同じくする他の慈覚大師点の資料(七点を例示)の片仮名字体と一緒に示したのが、第二図である。特徴的な字体の「寸」「フ」「テ」「レ」などは無論として、四十八の音節を表す仮名字体の殆どが、どの資料とも一致していることが分る。次に、沙弥十戒威儀経角筆点の女手の方を、同時期の土左日記青谿書屋本の平仮名と比較したのが第三図である。青谿書屋本の方は、江戸時代の臨摹本であるために、字形がなめらかに後世風になっているが、この点を考慮し差引くならば、両者が字母等においてよく通ずることが分る。池田亀鑑博士が特筆されたスの「お」も一致している。この字体は、訓点資料の白点・朱点などの訓点には拾い難いものである。即ち、この

角筆点は、慈覚大師点の資料として、ヲコト点と共に、仮名字体を他の慈覚大師点の資料と同じ省画体に拠っているから、一方では、当時文字として成長しつつあった女手を多く用い込んでいるのである。女手を用い込んだのは、慈覚大師点を使った訓点資料の中では他に見られない。

この沙弥十戒威儀経に角筆で書かれた女手は、全巻にわたって用いられており、その分量が多く、しかも貫之生存時の実際の文字の原物であるから、当時の女手で現存資料が少ない現状では、平仮名発達史研究の新たな基礎資料となるのは無論であるが、そればかりでなく、十世紀前半期の当時、女手が片仮名と対立する、別の文字体系として意識されていたことも判る。更に考えてみるに、沙弥十戒威儀経の角筆が殊更に女手を使ったのは、片仮名よりも女手の方が日常的な綴の文字であって、片仮名はそろそろ固定化が始まり、慈覚大師点のヲコト点と省画仮名が示すように、その訓点を使うとなると、特定の字体とヲコト点法とをわざわざ覚え込まなければならなかったのに対して、日常的な女手の方が使い易かった、というような事情が働いたと考えられるのである。しからば、ここに、当時の人々の、女手に対する価値観まで窺われて来ることになる。

このように、角筆点が女手を用いた文献は、他にも存する。同じ石山寺藏の求聞持法応和(九六一—九六三)頃点は、巻頭写真に示したように、墨点が女手を以て加点された珍しい資料として、既に中田祝夫博士によって指摘されたものであるが、原本に当って見ると、その墨書の下に角筆で書いた女手があり、墨書はこれをなぞったものであることが分る。この求聞持法は、角筆の仮名の上を墨書でなぞった為に、その墨書によって女手使用の珍しい訓点本として

院政時代以降の角筆点の文献では、仮名だけを使ってヲコト点は使われなくなる。これも、ヲコト点という、その方式を殊更に覚えなければならぬ加點方法に従わない、即ち訓点の伝統に従わなかったことの反映と考えられるのである。

三つの面の第二は、言語の変化が、毛筆文献に比べて、角筆の方にいち早く現れることである。

沙弥十戒威儀經平安中期点の角筆を今まで取上げて来たので、こゝでもこの角筆点を先ず例とする。

ハ行四段活用動詞が、助詞「て」に続いて音便になった事象がある。

- 1、済クガテ 抖擻 アホテ 蔽 振テ 振 ノゾテ 拭 (二例) 澆クガテ 澆
- 2、洗ワシ (二例) 呼コエ

1はこの音便を「フ」で表し、2は無表記で示している。この文献の角筆点では、ハ行四段活用動詞が助詞「て」に続いた例の全部が音便となっており、原形で「ヒヒテ」と用いた例は見られない。この「フテ」の音便形は、従来は主に院政時代以降に普通に用いられたと見られて来たから、ハ行転呼の問題が絡んで、その音価がウ音便か或いは shie v shie の i 母音の脱落による軽唇摩擦音の shie ととの連呼による促音的なものか、論の分れるところであった。

築島裕博士は、大慈恩寺三藏法師の院政期点を中心に平安後半期の資料に拠って考察され、「フ」表記を mo と見る方が可能性が大きいとされた。この沙弥十戒威儀經の角筆点は平安中期前半期であり、ハ行転呼の現象が未だ一般化しない時期の訓点であるから、ウ音便と見る余地は殆どなく、促音的なものと見られることになる。

今まで指摘された「フ」表記の最も古い例は、治安四年(一〇二四)白点の大般涅槃經の「吸スツク」であるから、沙弥十戒威儀經の例は、そ

れより百年程も早く、この音便現象が、角筆によって多量に、しかも一文献にすべて音便形として現れていることになり、驚きさえも覚えるのである。同じ時期の平仮名文の土左日記には、「読んだる」「しし(死にし)子」等の撥音便はあっても、ハ行四段活用動詞に助詞「て」が付いた場合は、すべて原形の「ヒヒテ」で表されている。同じ時期の訓点の興聖禪寺藏大唐西域記平安中期朱点も同様である。白点・朱点・墨点においては、平安中期に「フテ」となった例を未だ知らない。所が、角筆点では他にも見られるのである。

3、一切如来各カクニカクニ カクニカクニ 告カクニカクニ 如是言カクニカクニ (石山寺藏金剛頂略出經平安中期点)

4、隨シツクガテ 在ニ 一カ 処ニ (石山寺藏求聞持法戒和頌点)

3は白点が「ムカヒテ」と原形であるのに対して、左傍の角筆点は「フテ」と音便になっている。4の「シタカフテ」の例のある求聞持法は、既述の角筆点を墨書でなぞった資料である。

このような、毛筆文献に比べて、角筆の方に、言語の変化が早く現れるような事象は、他にも指摘される。「早く現れる」ということは事象ごと、個別に見る必要がある。以下、箇条書に述べる。

(一)鼻音において、m音とn音との区別が乱れた例の現れるのは、地方資料とか、本文批判を経っていない文献や表記法が特殊な文献や俗語の反映した資料とかはともかく、中央の訓点資料では、従来鎌倉初期からと見られていた。これによると、先掲の神田本白氏文集の角筆の「鉢ハチ闌布ハチ」の「セム」は、その乱れが百年程早く現れていることになる。

(二)唇内入声音が無声子音の前で促音化する現象は、小松英雄氏によって指摘されたが、資料は金沢文庫本群書治要など鎌倉時代のもの

のであった。筆者の調査においても、鎌倉初期の例が早いものであった。^{注32}これに対して、神田本白氏文集の「喋」の角筆仮名「テツ(テフ)」は、その百年程遡った例となる。

〔漢字音の合拗音「クキ」「クエ」が「キ」「ケ」と同音になるのも鎌倉時代中・後期と見られる。所が、平安後期の石山寺藏醍醐壇跡羅経延久二年(一〇七〇)点の角筆仮名には、「灰^化「ケ」角」のように、「灰」の音を「ケ」と表記している。同じ箇所を、朱点では「化」と類音の漢字で表している。

鈔石山寺蔵の漢書高帝紀下平安中期の角筆点には、「侵奪^{ハクハツ}」とある。「ウバフ」が「バフ」となった例として、従来知られた例よりも、遙かに遡ると見られる。

これらの諸事象は、角筆によって、毛筆文献の場合よりも早く現れ出たものであり、毛筆文献ではすぐには現れ難いような、変化し始めた現実音が、メモ的な角筆の文字なるが故に現れ易かったのであると考えられる。

三つの面の第三は、俗語の投映である。もう一度、沙弥十戒威儀經の角筆点を例とする。巻頭写真に示したように、「己」の傍訓に、角筆で代名詞「オレ」が現れている。平安時代の、二人称代名詞の「オレ」について、森野宗明氏は、「平安時代には文献に姿を見せず」、例外として枕草子の田植え女のうたう俗謡「時鳥、おれ、かやつよ」と、今昔物語集巻二十六第七語の東国の狛師の言葉の「^敵オレ〜」の二例を挙げ、鄙俗性を帯びた語として、貴族社会メムバの発言部でなく、一般大衆の発言部内に見出され、「社会の周辺では依然として生き続けた」とされた。^{注33}高野山文書の阿氏河莊の百姓等申状の稚拙な片仮名文の中の「オレ」は有名である。一人称の

「オレ」についても、森野氏は、讃岐典侍日記を挙げ、片言的ニュアンスの語とされている。^{注35}沙弥十戒威儀經の角筆点の「己」を、オノレの省記と見ることは、この文献の表記方式からは難しく、文字通りとすれば、枕草子より古い例となる。これは、「自分自身」の意味であるから、二人称や一人称とも異なるが、オノレと同様に、人称の用法の背景に反射指示が俗語としては生きていたものが、角筆によって浮び出たという解釈も考えられる。この種の例は、語法の面にも認められる。

五、角筆文献の言語研究の課題

右に述べた三つの面からの、角筆の言語の特性を併せて考えると、角筆の言語には、書記言語の規範から外れた、日常性、口語性(俗語性)が現れうるということになる。無論、角筆の言語が全部そうだということではない。言語として文字で表現される以上、そこには、言語表現としての制約が——訓点なら訓点としての、和文なら和文としての——あるが、角筆の用途がメモ的であるが故に、他の文献よりも、口語性が現れ易いと考えられるのである。

口語史を考える場合、鎌倉時代以前においては、墨書の文献の制約もあって、口頭語そのものの研究は困難の多いのが現状である。訓点資料でさえ、平安中期以降は、訓読の固定化に伴い、漢文訓読語という、一種の文章語と化してしまふ。そういう中において、口語の方に一番近い所にある言語を反映するものとして、角筆文献は、口語史という分野を開拓する上に、期待されるものである。

その為には、現段階では、更に多くの角筆文献を見付け出して、その言語を記述することが、この文献研究の当面の課題となるので

ある。

注1 小林芳規『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』七二二頁。

注2 昭和十年五月、京都帝國大学文学部蔵版（景旧鈔本第二集、解説、神田喜一郎博士）。

注3 小林芳規「訓点記載の様式についての報告」（訓点語と訓点資料第二十四輯、昭和三十七年十二月）。

注4 昭和五十六年十二月の石山寺調査で、新たに「弁頭密二教諭卷下」「声字実相義」「般若心経秘鍵」「秘蔵宝鑰」など十点が見出され（築島裕博士、田中稔氏教示、計九十二点を数えるに至った）。

注5 小林芳規「角筆点資料における石山寺蔵本の位置」（『石山寺の研究——一切経篇——』、昭和五十三年三月）。

注6 小林芳規「平安初期の角筆点資料」（国語学第七十八輯、昭和四十四年九月）。

注7 算物語の成立は、一説では第一部が十一世紀初頭から余り下らぬ時代とされ、諸説がある（日本古典文学大系『算物語』解説）。

冒頭部に「この男、いとおかしきさまを見て、すこし馴れゆくまゝに、顔を見え物語などもして、文のとといふものを取らせたりけるを見れば、かくひちして、一首をなん、書きたりける、なかに行く吉野の河はあせな、ん妹背の山を越えて見るべく」とある。

注8 九点については、小林芳規『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』（再版に際しての補正）参照。

注9 後述。

注10 後述。

注11 高帝紀第一下の一巻で、昭和十六年一月刊。山田孝雄博士の

解説では、訓点のことには全く言及されていない。この角筆の訓点については、「石山寺蔵漢書の角筆点について」と題して昭和四十七年十月二十日、訓点語学会で口頭発表をし、その一端は注5文献に掲げた。

注12 小林芳規「石山寺蔵沙弥十戒威儀經平安中期角筆点」（広島大学文学部紀要第三十五卷、昭和五十一年一月）、同、「石山寺蔵沙弥十戒威儀經平安中期角筆点続稿」（佐伯梅友博士国語学論集、昭和五十一年十二月）。

注13 沼本克明「古文尚書平安中期点の字音注記の出典について」（国語学七十八輯、昭和四十四年九月）。

注14 第二次墨書の中には、筆致や墨色から見て、更に何次かにわたって追筆したかと考えられるものもあるが、それぞれを峻別することは難しく、書入れの順序やその性格が、第一次墨書と角筆とに対して、第二次墨書として一括して扱っても大差がないと思われるので、ここでは細分することをしない。

注15 卷三、複製本の十八丁裏（通し行数で283行目）に「馴象」とある二漢字の其中に音合を示す角筆の合符があり、それに角筆の合点が附されているが、複製本では、墨書の合点しか見えない。合点されるべき角筆の合符の方は墨書がなぞり忘れたものである。尚、墨書の訓合符（左寄）があるが、これはこの現象には関係ない。

注16 中田祝夫「中古音韻史上の二・三の問題」（『古点本の国語学的研究』総論篇）。

注17 「乙点」は中田祝夫博士の仮称せられたものであるが、コト点法は、名称のある場合、「円堂点」「頂陸和尚点」「智証大師点」など「乙点」と呼ぶのが普通であることと、この「乙点」の点法が天台宗比叡山の慈覚大師に関係があり、その身辺

から出たと推定される（拙稿「寛平法皇の訓点」国語と国文学、昭和五十七年三月）ことから、私に「慈覚大師点」の名称を用いることにする。

注18 小林芳規「乙点四所用の訓点資料について」（『中田祝夫博士国語学論集』、昭和五十四年二月）。

注19 昭和五十六年十月初に調査したもので、調査に当り、山本信吉氏の白高配、佛坂勝男氏の御世話、岩蔵寺住職堤順栄師の芳情を得、鈴木恵・松本光隆氏の助力を得たものである。

注20 その詳細は、拙稿「佐賀県小笠野大炊若経に書入れられた鎌倉時代の角筆文字等について」（『鎌倉時代語研究第五輯、昭和五十七年五月刊行予定）参照。

注21 『佐賀県史料集成』所収。高城寺も河副荘内にあったことは、高城寺文書から知られる。

注22 『佐賀県史料集成』所収。

注23 潮見浩氏の教示による。

注24 平田寛氏の教示による。

注25 池田亀鑑『古典の批判的処置に関する研究』第一部二一〇頁。

注26 中田祝夫博士注16文献五七五頁。尚、この角筆点については、拙稿「石山求聞持法応和角筆点」（『大坪伊治教授『還官記念国語史論集』昭和五十一年五月）で報告した。

注27 注1文献七二七頁。

注28 注1文献八九二頁。

注29 築島裕『興福寺本大慈恩寺三蔵法師伝古点の国語学的研究、研究篇』一三六頁。

注30 小林芳規『中世片仮名文の国語史的研究』（『広島大学文学部紀要』単刊、昭和四十六年三月）。中田祝夫博士は注16文献で

助動詞「む」においては平安時代に「ン」とする例があるが稀であって、鎌倉時代以前のは殆ど例外なくムで記し、ンと記するものがあれば殆ど鎌倉に入ってからのものが多いといつて良いとされる。

注31 小松英雄「日本字音における唇内入声韻尾の促音化と舌内入声音への合流過程——中世博士家訓点資料からの検討——」（『国語学二十五輯、昭和三十一年七月）。

注32 注30文献。

注33 注30文献。

注34 森野宗明「中世物語説話の表現」（『日本の説話』第七巻、昭和四十九年十一月）。尚、小山教子氏の教示によると、源氏物語の近江君の言葉の中に自称の「おれ」が一例、大成本の底本にはあるという。但し他の写本は「おのれ」であり、その他の例もすべて「おのれ」とある由である。

注35 森野宗明「平安時代の言語作品に見出される子供のことは使いについて」（『青山学院女子短期大学紀要』二十二輯）。

〔附記〕 本稿は昭和五十六年十月国語学会秋季大会の公開講演で発表した草稿に基いて成ったものである。巻頭写真の石山寺・西大寺蔵本の撮影は八幡扶桑氏によるものである。

—— 広島大学教授 ——

SUMMARY

Problems in the Study of 'Kakuhitsu (角筆)' Literature

KOBAYASHI Yoshinori

The 'kakuhitsu' is a writing utensil made of either ivory or bamboo and in the shape of a small writing brush. By 'kakuhitsu' literature I mean those documents in which letters are impressed on paper with a sharp-pointed 'kakuhitsu'. A work of 'kakuhitsu' literature was first discovered twenty years ago, and its total number so far discovered amounts to eighty-two. One of the earliest works extant dates back to the beginning of the Heian period (around 800 A. D.), while the latest dates from the late Edo period (around 1800 A. D.). The writings of this kind are abundantly owned by ancient temples in Kyōto, and they are also possessed by ancient shrines on the isles in the Inland Sea, and by ancient temples in Kyūshū, thus being scattered all over the country.

'Kakuhitsu' literature is classified into three categories according to its contents. The first is those documents in which a Chinese composition written in Chinese ink is glossed in vermilion with guiding marks by 'kakuhitsu'. The second is those in which a similar composition is plainly glossed with guiding marks by 'kakuhitsu'. This appears, at a cursory glance, to consist of nothing but Chinese writing. The third is those in which letters are simply impressed or inscribed on white paper with 'kakuhitsu'. The last is apparently blank paper. It is to be noted in passing that these three categories call for distinct methods of research.

The vocabulary of 'kakuhitsu' documents tends, unlike that of Chinese-ink writings, to be deviant from the norm, because of their personal character as well as of their nature of a memorandum. Along with slang, linguistic changes not yet discernible in Chinese-ink writings find their way into their vocabulary. Accordingly, they provide us with the new and best materials for describing the growth of colloquialism in the Heian and Kamakura periods.